

令和 7 年 9 月 26 日

助成金の不正受給に関与した社労士に関する新聞報道について

全国社会保険労務士会連合会

会 長 若 林 正 清

今般、社労士が助成金の不正受給に関与した例が相次いでいる旨の新聞報道がありましたが、当該報道にあるように助成金申請の代行を独占業務として行う社労士が不正受給に関与し、氏名公表されるとともに、一部において逮捕に至っていることは社労士の社会的信用を大きく失墜させるものであり大変遺憾であります。

当会としては、近年の我が国における労働、社会保障に関する要請に対応すべく、本年 6 月の第 9 次社会保険労務士法改正により、使命規定を新設し、専門家としての使命を掲げ、これを全国 46,000 人の社労士に徹底し、その業務の適正を図ることとしました。

また、助成金に係る不正受給については、これまでも厚生労働省の協力を得て、氏名公表に係る情報を当該社労士の所属会に伝達し、所属会による指導、処分等の対応を進める一方、全ての社労士に受講が義務付けられている倫理研修において、適正な業務対応の徹底を図ってきたところです。

今般の報道を受け、これまで以上に厚生労働省、都道府県社労士会との連携を密にすることにより、不正受給に関与した社労士に対する指導、処分等を強化するとともに、倫理研修のみならず、業務にかかる研修等を拡充し、国民の皆様の信頼回復に努めてまいります。